（社債管理補助者の権限等）

第七百十四条の四　社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

二　強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

三　第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。

2　社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一　社債に係る債権の弁済を受けること。

二　第七百五条第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三　第七百六条第一項各号に掲げる行為

四　社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

3　前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一　前項第二号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

イ　当該社債の全部についてするその支払の請求

ロ　当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ハ　当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）

二　前項第三号及び第四号に掲げる行為

4　社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。

5　第七百五条第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。

（二以上の社債管理補助者がある場合の特則）

第七百十四条の五　二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならない。

2　社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（社債管理者等との関係）

第七百十四条の六　第七百二条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約は、終了する。

（社債管理者に関する規定の準用）

第七百十四条の七　第七百四条、第七百七条、第七百八条、第七百十条第一項、第七百十一条、第七百十三条及び第七百十四条の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、第七百四条中「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、同項中「社債権者に対し、連帯して」とあるのは「社債権者に対し」と、第七百十一条第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「第七百十四条の二」と、第七百十四条第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「には」と、「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、「第七百三条各号に掲げる」とあるのは「第七百十四条の三に規定する」と、「解散した」とあるのは「死亡し、又は解散した」と読み替えるものとする。

第七百十七条第二項中「社債権者集会は、」の下に「次項又は」を加え、同条に次の一項を加える。

3　次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。

一　次条第一項の規定による請求があった場合

二　第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

第七百十八条第一項及び第四項中「又は社債管理者」を「、社債管理者又は社債管理補助者」に改める。

第七百二十条第一項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第七百二十四条第二項第二号中「第七百六条第一項」の下に「、第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）」を加える。

第七百二十九条第一項中「又は社債管理者」を「、社債管理者又は社債管理補助者」に改め、同項ただし書中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を、「第七百七条」の下に「（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第七百三十一条第三項中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加える。

第七百三十五条の次に次の一条を加える。

（社債権者集会の決議の省略）

第七百三十五条の二　社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあっては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

2　社債発行会社は、前項の規定により社債権者集会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3　社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4　第一項の規定により社債権者集会の決議があったものとみなされる場合には、第七百三十二条から前条まで（第七百三十四条第二項を除く。）の規定は、適用しない。

第七百三十七条第一項中「社債管理者又は代表社債権者（社債管理者があるときを除く。）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　社債管理者がある場合　社債管理者

二　社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があったとき　社債管理補助者

三　前二号に掲げる場合以外の場合　代表社債権者

第七百四十条第一項中「又は第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）」を「、第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六条の八」に改め、同条第三項中「及び第八百十条第二項（」を「、第八百十条第二項（」に、「の規定の」を「及び第八百十六条の八第二項の規定の」に、「及び第七百九十九条第二項」を「、第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項」に改め、「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第七百四十一条第一項及び第二項中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、同条第三項中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を、「含む。）」の下に「又は第七百十四条の四第二項第一号」を加える。

第五編の編名中「及び株式移転」を「、株式移転及び株式交付」に改める。